

产学連携に関する包括協定書

公立大学法人名桜大学（以下「甲」という。）、システムズ合同会社（以下「乙」という。）とネットワンシステムズ株式会社（以下「丙」という。乙とあわせて「乙等」という。）は、次に掲げる目的を達成するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙等それぞれが有する教育研究における人的・物的資源を有効に活用した連携により、名護地域を始めやんばる地域全体の発展に寄与する地域課題解決に貢献できるデータアナリスト人材を育成することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙等は、前条の目的を達成するため、次の事項について自己の業務に支障のない範囲で連携して、取り組むものとする。

- (1) データアナリストの人材育成の場の提供に関すること
 - (2) データアナリスト人材育成を通じ地域社会の持続可能な発展の貢献に関すること
 - (3) 本協定に基づく情報発信の強化に関すること
 - (4) その他、本協定の趣旨・目的達成のために各当事者が協議し合意したこと
- 2 甲及び乙等は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な協力内容については、各当事者合意の上、書面により決定する。

（協定内容の変更）

第3条 当事者のいずれかが、本協定内容の変更、脱退等を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を合意するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙等は、第2条第1項に規定する連携事項の取り組み等により知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、他の当事者より書面による承認を得た場合、法令等（金融商品取引所の規則含む）により開示が義務付けられている場合は、この限りでない。また本条の記載にかかわらず、乙等は自己の受領した秘密情報を、本協定の実施のために必要な限りにおいて、自己の関係会社（当事者会社の親会社、子会社及びこれらに準ずる事業体）へ開示することができる。

- 2 甲及び乙等は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（守秘義務の例外）

第4条の2 前条の定めにかかわらず、甲及び乙等は、事前に他の当事者と協議のうえ、本協定を締結した事実を公表できるものとする。

（窓口の設置）

第5条 甲及び乙等は、第2条に掲げる連携事項を遂行するため、それぞれに担当窓口を設置するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2025年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、各当事者のいずれかが書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間満了日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、各当事者協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各当事者それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

2024年9月24日

甲 沖縄県名護市字為又1220番地の1

公立大学法人名桜大学

学長

石川昌範

乙 東京都港区赤坂9丁目7-1 21F

ミッドタウン・タワー

シスコシステムズ合同会社

ファイナンスコントローラー

Charles Schinner

丙 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

J Pタワー

ネットワンシステムズ株式会社

代表取締役

片岡隆史